



# 10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

## Part 10 建設廃棄物の適正処理





# 建設廃棄物の現状

「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成29年度)について」(環境省)によると・・・

	平成28年度		平成29年度	
	建設廃棄物	それ以外	建設廃棄物	それ以外
不法投棄件数	78.6%	21.4%	78.5%	21.5%
不法投棄量	54.7%	45.3%	70.6%	29.4%
不適正処理件数	77.3%	22.7%	72.7%	27.3%
不適正処理量	77.7%	22.3%	90.1%	9.9%





# 建設廃棄物に関する例外①

まずは、廃棄物処理法の規定を見てみましょう。

## 第21条の3第1項

**土木建築に関する工事**が数次の請負によって行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事の**注文者から直接建設工事を請け負った建設業者**を事業者とする。





# 建設廃棄物に関する例外②

- 土木建築に関する工事  
= 工作物の新築、改築、除去、解体  
⇒ 建設業法で許可や登録が必要な工事という意味ではありません。
  
- 事業者 = 排出事業者責任を負う者





# 建設廃棄物注意点①

- 建設廃棄物の排出事業者は元請業者  
⇒ 委託契約の締結、マニフェストの交付等
- 排出事業者として責任を負うのは工作物のみ  
⇒ 家財道具など、工作物ではない物の処理責任は当該工作物の所有者や管理者が負う。  
⇒ 元請業者が工作物でない物の処理をするときは、許可が必要で、適正な委託を受けなくてはならない。





## 建設廃棄物注意点②

- 原則、下請業者が建設廃棄物の処理をするときは、許可が必要

【許可がなかった場合】

元請業者 ⇒ 無許可業者への委託

下請業者 ⇒ 無許可営業・受託禁止違反

- 下請業者が不法投棄をした事案  
次スライド



# 大手ハウスメーカー及び解体・産廃ブローカーが絡む組織的な廃掃法違反事件

排出源 東京都渋谷区T邸新築工事(約13坪)  
解体費用 約63万円

被疑法人(委託基準違反)  
元請業者  
**a**

被疑者A  
被疑者B  
被疑者C

丸投げ(53万円で委託) → 約10万円の儲け

被疑法人(受託禁止違反)  
解体請負・産廃ブローカー  
**b**

被疑者D

丸投げ(40万円で委託) → 13万円の儲け

被疑法人(受託禁止違反)  
**c**

被疑者E  
被疑者F

投棄場所  
東京都多摩市造成地



不法投棄



# 建設廃棄物注意点③

## ▶ 保管基準の遵守

- ・建設業の特徴 : 発生現場が一定でない  
発生場所と保管場所が異なる  
大量の廃棄物が発生する  
野積みによる保管が多い

⇒ **保管場所ごとに保管基準を満たす必要がある**

※詳細は第8回参照







『第10回 建設廃棄物の適正処理』は以上になります。

建設廃棄物は、不適正な処理が特に多くなっています。元請業者として仕事を請ける場合は、廃棄物管理に十分留意し、適正処理を心がけてください。

